

特定労務管理対象機関指定スケジュール

資料4-2

R5.2時点

	令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)												令和6年度(2024年度)		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
県	事務	●審査基準整理 ●申請様式・添付書類整理 ●医療法施行細則改正準備 ⇒いずれも3月までに整理、改正		●指定申請様式公表 ●指定申請受付														
	医療審議会(全水準)		●3/28 進捗報告		●5月末 進捗報告													
	地域医療対策協議会		●3/22 進捗報告	一部委員改選	●5月末 進捗報告	委員改選 医療審議会、地域医療 対策協議会の約2カ月前 までに、県への申請が必要		★8月上旬 審議 ★8月 審議	医療審議会、地域医療 対策協議会の約2カ月前 までに、県への申請が必要		★11月上旬 審議 ★11月 審議	医療審議会、地域医療 対策協議会の約2カ月前 までに、県への申請が必要		★3月上旬 審議 ★3月中下旬 審議				
医療機関	各水準で別途 必要な準備			【C-1(臨床研修)】4/30まで 年次報告書で臨床研修プログラムの想定時間外労働数を県に報告  【C-1(専門研修)】5月ごろ ※学会による 専門研修プログラムの想定時間外労働数を各学会に申請  【C-2】 厚生労働省の審査組織の審査受審 ・医療機関申請書審査 ・技能研修計画審査(該当者未定の場合は県指定後で可) ※令和4年度受付は令和4年10月31日～令和5年1月10日で 終了し、令和5年3月までに審査結果通知。令和5年度受付														
	特別水準申請			医師労働時間短縮計画作成 →医療機関勤務環境評価センター受審(4カ月～6カ月) →評価センターの評価通知 →県へ申請														
	特別水準申請			医師労働時間短縮計画作成 →医療機関勤務環境評価センター受審(4カ月～6カ月) →評価センターの評価通知 →県へ申請														
				県の指定後、36協定締結(令和5年度中)														
				県の指定後、36協定締結(令和5年度中)														
				県の指定後、36協定締結(令和5年度中)														
医師の時間外労働時間上限規制の適用開始																		
・指定更新(3年に1回) ・時短計画の確認(年1回) ・新規申請、変更申請の受付(随時) ・【保健所】医療法第25条第1項に規定する立入検査(年1回)																		
・時短計画の見直し、提出(年1回) ・評価センターの受審、更新申請(3年に1回) ・新規申請、変更申請(随時) ・追加的健康確保措置																		